

2023年3月23日（木曜）

全労金2023春季生活闘争ニュース・第37号

～勝ち取ろう賃金改善！“みんなの春季生活闘争”で生活不安を払拭しよう！～

《合意速報No. 15》

中国労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

中国労組は、3月23日14時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要求（金庫）				回答（金庫）					
		正職員	嘱託職員 (専門職)	契約職員	再雇用職員	正職員	嘱託職員 (専門職)	契約職員	再雇用職員		
						(元正職員)					(元契約職員)
最低賃金		時間額1,130円、日額8,290円、月額174,000円への引き上げ				月額のみ169,400円（現在：156,000円）への引き上げ					
基本賃金	改善内容	5,000円	8,000円	8,000円 時給52円	5,000円	【職群等級】 ○一般職・監督職 3,000円 ○一般職1・2等級 プラス7,000円	4,000円	4,000円 時給26円	応じられない	4,000円 時給26円	
一時金		4.6	3.5	2.2~2.5	2.2	要求通り	要求通り	2.0~2.3	0.5	0.5	
昨年実績		4.6	3.5	1.4+40,000円 ~2.0+50,000円	0.5	4.6	3.5	1.4+40,000円 ~2.0+50,000円	0.5	0.5	
安定雇用	無期転換	-	(実現)		-	-	(実現)		-	-	
雇用環境	私傷病休職	-	-	協議で解決	-	-	-	協議で解決	-	-	
	育児時短	(小学校3年生まで)			-	(小学校3年生まで)			-	-	
単組独自要求		-	-	退職金の改善	-	-	-	応じられない	-	-	
		育児・介護の取得環境構築に向けた協議				育児・介護の取得環境構築に向けて協議を開始することに同意する					

《金庫の発言概要》

- 日頃より中国労金の事業運営に対して労働組合の立場からご理解ご協力いただいていることに対して改めてお礼申しあげたい。
- この間の状況として財政基盤で言えば、大変厳しい状況とコロナという新たな見えない敵との闘いの中で協力をいただき収益性についてはある一定の改善ができたものと思っている。しかし、今年度の状況を見たときに融資が大変厳しい状況になっており、将来大きく収益性に影響を及ぼすことも想定できる。ただ、先の不透明さがあるがゆえに、今の皆さんの努力に対して報いないということにはならない。
- 限られた原資の中で、どう要求に答えていくかという基本的な考え方については労使共通の認識になっていると考える。特に、若年層の退職等、若年層への対策を

していかなければならない。長期的に見て人材確保と人材育成の若年層への対策とこの間課題になっている「格差是正」こうした考え方に基づいて原資を配分した。こうした背景も踏まえ、今出来る精一杯の回答として理解していただきたい。

《小糠闘争委員長の発言概要》

- 厳しい環境下にもかかわらず、社会的な期待に応え、満額ではないものの昨年を上回る有額回答が示され、金庫から次年度を前向きにスタートできるメッセージが示されたことにより、本日をもって、基本合意を表明する。
- 特に基本賃金に対する回答内容、一時金に対する回答については、2022年度の私たち職員の頑張り、奮闘に応え、職員が安心して中国労金で働くことができる労働条件の整備に向けた対応をしていくという、金庫の思いが伝わる回答であると闘争委員会は判断した。
- 金融機関を取り巻く環境が厳しく、計数計画が未達の見込みであり、今後収益が減少するシミュレーションが示されている中、労組の要求に対して金庫が今回の回答を判断いただいたことは、決して簡単なことではないと理解している。このような状況で出された回答は、今年度の職員の奮闘に報いるだけでなく、新年度に向けた職員・組合員に対する大きな期待を込めた、金庫経営陣からのメッセージであると認識をしている。
- すべての役職員が同じ認識に立ち、事業計画の達成に向け、労働金庫の社会的な役割を発揮することに邁進できる、安心して働きたいと思える組織風土の構築に向けて、組合一丸となって取り組んでいく。引き続き、互いの立場を尊重した労使関係により、課題克服に向けて、労使がともに全力で取り組んでいくことを願います。

単組は、満額回答には至らない点もあったが、①基本賃金について、労組の主張に対して一定の理解が示され、例年以上の引き上げ、並びに、生活不安の影響が大きい職層に対して回答が得られたこと、②初任給について、この間の課題であった若年層職員の処遇改善が図られることや、人財の確保に繋がること、及び、初任給だけでなく底上げにも繋がる回答となったこと、③育児休暇取得促進について、労使で課題認識が共有できたこと、④契約職員の退職金の改善について、労組の主張する課題認識について一定理解が示されたこと、⑤全体として、労組の要求する「人への投資」の観点で理事長から得られたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（11単組／3月23日20時40分現在）

静岡・四国・四国（関連）・北陸・近畿（金庫）・近畿（関連）・北海道・長野
沖縄・東北（金庫）・東北（関連）・東海（金庫）・東海（関連）・新潟
中国（金庫）

以 上